

# アーノルド・シルダー議長 に訊くIAASBの最新動向

国際会計士連盟 (IFAC) の国際監査・保証基準審議会 (IAASB) 議長のアーノルド・シルダー (Arnold Schilder) 氏及び同テクニカル・ディレクターのジェームズ・ガン (James Gunn) 氏が国際会議出席のため来日されていた機会をとらえ、2014年6月4日、日本公認会計士協会の理事に対して、IAASBの最新動向をご説明いただいた。1時間という限られた時間ではあったが、現在、IAASBが審議を進めている以下のプロジェクトについて簡潔な説明がなされ、その後、監査報告プロジェクトに関する質疑応答が行われた。

- ① 監査報告プロジェクト
- ② ISA720「その他の記載内容に対する監査人の責任」の改正
- ③ 財務諸表の開示項目の監査
- ④ IAASBの2015年以降の5か年の戦略と2か年の作業計画

以下に、当日の説明と質疑の概要をお伝えする。



アーノルド・シルダー議長

## 1 監査報告プロジェクト

IAASBは、2000年代半ばより、監査報告書の記載内容に関する変革の方向性について模索し、学術的なリサーチや、2011年、2012年の2回にわたるコンサルテーション・ペーパーを経て、2013年7月に監査報告に関する公開草案を公表している (コメ

ント締切：2013年11月22日)。公開草案は、上場企業の監査報告書に、監査意見とは別に、監査上の主要な事項 (Key Audit Matters : KAM) の記載を求める新設のISA701「独立監査人の報告書における監査上の主要な事項 (KAM) のコミュニケーション」と、その他の既存ISAの改正提案からなる。公開草案に対して、世界中から139通のコメントを受領し、今回の最大のポイントであるKAMを含め、監査報告の変革に関する全体的な方向性に対する支持が得られた。ただ、KAMの導入は、従来の監査実務に大きな影響を及ぼすと受け止められており、提案の一部については懸念も寄せられているため、IAASBでは、現在、公開草案

からの変更や更なるガイダンスの追加等を検討している。公開草案に対して寄せられた主なコメントを以下に紹介する。

- KAMは、財務諸表において経営者が行った重要な判断に関する利用者の理解を助け、財務諸表の重要な領域に注意を向けることに役立つ。
- KAMの選定は、監査人の職業的専門家としての判断に基づくことは支持するが、その決定やコミュニケーションにバラツキが生じないように、追加の指針が必要ではないか。監査人のKAMの検討プロセスがより明確になるようにすべきである。
- KAMの記載により、監査人が

被監査会社に関する初出の情報を提供する可能性があることに対して懸念がある。特に、KAMが被監査会社にとってセンシティブな情報である場合、どのように対応すべきか整理が必要である。

- KAMの記述は、簡潔・明瞭で、理解可能であり、被監査会社に特有の情報を提供するということが大原則であり、決まり文句的な表現にならないように、記述の柔軟性を確保する要求事項とすることに対しては過半数の支持があった。ただし、特に投資家からは、KAMが監査においてどのように対処されたかについては常に記載を求めべきというコメントが寄せられた。
- 監査報告書に継続企業の前提に関する区分を設け、継続企業の前提に関する重要な不確実性の有無にかかわらず、監査人の見解を記載する提案に対しては、会計基準の整備とともに包括的なアプローチを進めるべきという主張や、監査人の見解が正しく理解されない懸念が寄せられた。

寄せられたコメントに基づき、2014年6月及び9月のIAASBの会議において、最終案の検討を行う予定である。本監査報告プロジェクトは、IAASBの最優先プロジェクトと位置付けており、2014年末までには最終版を公表する予定である。

## 2 ISA720「その他の記載内容に対する監査人の責任」の改正

2012年11月に公表したISA720の改正の公開草案に対しては、企業の作成する開示書類の内容や提示方法の変化に対応してISA720を改正すること自体には賛同を得たが、「そ

の他の記載内容」の範囲や監査人の作業に関する記載については多くの懸念が寄せられた。そのため、2014年4月に、「その他の記載内容」の範囲と監査人の行う作業の提案内容を見直した再公開草案を公表している。再公開草案では、2012年の公開草案と同様に、その他の記載内容を通読し、監査した財務諸表との整合性に加え、監査人が監査の過程で得た知識と整合的であるかどうかについて考慮することが求められている。また、監査報告書において、その他の記載内容の区分を設け、その他の記載内容に重要な虚偽記載があると判断した場合には、報告することが求められている（コメント締切：2014年7月18日）。

## 3 財務諸表の開示項目の監査

財務諸表における注記は、財務諸表を適切に理解するために重要な情報を提供しており、会計上の見積りに関連する注記など、経営者の主観的な判断に属する定性的な情報が含まれている。一方で、財務報告の枠組みで求められる注記は増大の一途をたどり、本当に重要な注記が埋没してしまうリスクも指摘されている。このような背景に基づき、財務諸表監査において、財務諸表の一部を構成する注記に既存のISAの要求事項を、整合的、かつ、適切に適用するための追加の適用指針を提案する公開草案を2014年5月に公表している（コメント締切：2014年9月11日）。

## 4 IAASBの2015年以降の5か年の戦略と2か年の作業計画

IAASBの2015年以降の戦略目標と作業計画案について、2013年12月に

コンサルテーション・ペーパーを公表し、2014年4月4日まで意見を募集した。これらの案に対しては、全体的には支持を得られたが、2か年の作業計画案で取り上げていた優先的検討課題（品質管理、金融機関の監査、職業的懐疑心）については、作業の進め方等に対するコメントが寄せられた。また、これ以外にも、クラリティ版ISAの適用後モニタリングで指摘されている事項（ISA600のグループ監査等）への対応や、合意された手続の基準書の改正、緊急的に対応が必要となる課題への対応など、作業計画に柔軟性を確保する必要性も指摘されており、2014年6月のIAASBの会議で検討する予定である。

## 質疑応答



以下に、監査報告プロジェクトに関して行われた質疑応答の一部を紹介する。

**(質問)** IAASBとして、KAMの導入に当たって、バラツキを少なくするために、追加的なガイダンスや記載例を公表する予定はあるのか。

**(回答)** より多くのガイダンスがほしいという声は届いているので、その検討は行う予定である。ただし、KAMは会社固有の情報を記載する趣旨であるため、記載例がKAMの記載の「決まり

文句化」を招くという面も認識している。英国では、2013年12月期から新しいスタイルの監査報告書が先行導入されたが、英国の当局は、意図的に設例を設けず、何をどのように記載するかについて監査人に委ねた結果、よい結果がもたらされたという報告もある。

**(質問)** 監査報告の変革は、会計不祥事が起きたときに監査人は何をしていたのかという批判に対応することになるのか。

**(回答)** 監査報告の変革により、監査に対する信頼性が強化されることを願っている。監査人が何もいわないということが、適切に監査を行ったということにはならないだろう。今回の提案は、財務諸表の利用者にとって役立つ情報を提供することになるだろうし、監査作業も透明化が図られるであろう。また、今般の提案が実施されれば、監査報告及び利用者の信頼回復につながるだろう。

**(質問)** これまで、監査報告書は定型的であり、監査報告書に定型外の特別な記載をすることにより、監査報告書の利用者に注意喚起している。今回のKAMの提案は会社固有の情報の記載を求めており、定型外の記載が注意喚起を促すという現行の監査報告書のあり方を大きく変えることになるのではないか。

**(回答)** これまで、監査報告書に定型的でない記述をすることに対して非常にナーバスになるということは、日本だけでなく、世

界共通である。今回の提案により、そのような監査報告書のあり方が変わる。監査報告書に、定型外の追加的な記述がない、KAMがないということの方が例外的ということになっていくだろう。監査人が監査の過程で最も注意を払った検討事項を伝えることで、監査の目的適合性も高まると考えている。

**(質問)** KAMの記載に当たっては、経営者や監査役等とのコミュニケーションに相当の時間を要し、監査費用の増加要因となると考えられる。KAMの導入の費用対効果についての関係者の合意が不可欠と考えているが、国際的には、どのようにとらえられているのか。

**(回答)** その点については、我々も検討した。KAMは、監査役等にコミュニケーションした事項から、利用者にとって最も有用な情報は何かという視点で、監査人が選定することになる。実務上は、導入初期の段階で経験を積んでいけば、コストは抑えられると考えている。ただ、センシティブな問題はやはり生じられるだろうし、検討する時間もかかるだろう。その場合には、それだけ時間と費用をかける価値はあるはずである。

(日本公認会計士協会常務理事  
住田清芽)